

第101回人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 平成31年4月8日（月）9:30～12:00

2 場 所 総務省第2庁舎4階特別会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【専門委員】

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科教授）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、農林水産省

【調査実施者】

厚生労働省：森川政策統括官付参事官、古館外国人雇用対策課長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村審査官、宮内国際統計企画官ほか

4 議 題 賃金構造基本統計調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第101回人口・社会統計部会を開催いたします。お忙しい中、御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、3月28日に開催いたしました前回の部会に引き続き、賃金構造基本統計調査の変更について審議を行います。本日の部会は、当初10時からの開催を予定しておりましたが、前回部会の審議状況を踏まえまして、開始時間を30分早め、9時30分からの開催に変更させていただくことになり、皆様には御迷惑をおかけいたしました。申し訳ありません。12時までの2時間半程度の審議を予定しておりますので、御協力のほど、よろしく願いいたします。

なお、前回部会に引き続きまして、審議協力者である東京都と大阪府の御担当者は、所用により欠席です。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、資料の御確認をお願いします。

資料1としまして、前回部会において整理・報告が求められた事項に対する調査実施者の回答資料をお配りしております。また、前回配布した資料になりますが、資料2-1と

して審査メモ、資料2-2として審査メモで示された論点に対する回答をお配りしております。これ以外に、席上配布資料としまして、前回部会の議事概要の未定稿版と答申案のたたき台もお配りしております。ここまでの資料につきまして、不足がございましたら、お申し出ください。

○白波瀬部会長 続きまして、本日の部会の進め方についてです。本日は、始めに、前回部会において委員等から整理・報告が求められました事項について、調査実施者の追加説明を踏まえて審議することといたします。また、審議が一通り終了しましたら、答申案の構成や整理の方向性についても確認できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

まず、資料1に基づき、前回部会において整理・報告が求められた事項について審議を行います。前回部会では、2点、調査実施者に整理・報告を求めたところです。1点目は、本社一括調査については、これまで調査対象事業所全体のうち何%程度で実施されているのか。また、これまで本社一括調査は、どのような企業を対象に実施されてきているのか。2点目は、今後予定されている調査結果の推計方法の見直しに伴い、母集団復元に用いる回収率等の算定のために必要となる調査対象名簿については、どこまで遡って保存・保管されているのかという点です。1点目の事項については、今回計画されている調査方法の変更の内容と密接に関連しますので、後ほど、調査方法の変更に係る審議の際に併せて審議したいと思っておりますので、2点目につきまして、厚生労働省から追加説明をお願いいたします。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 厚生労働省です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1の3ページ目、再集計に必要な抽出基本表につきましては、これがあれば、回収率を踏まえた復元が可能であり、平成14年以降は保存・保管しておりますので、復元は可能と考えております。

それから、調査対象名簿です。平成20年の名簿は見つかっておりませんが、平成21年以降につきましては、電子媒体での存在を確認しております。引き続き、データの所在について確認を行ってまいりたいと考えております。

なお、今後、総務省において、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」の改正が行われると承知しております。厚生労働省におきましても、調査票情報の管理要領等を見直しまして、再現性の確保に必要な情報の取扱いを明記するとともに、これらの情報の適切な保管が確保されるよう、必要な検討を行い、統計委員会での議論も踏まえながら、再現性の確保に尽力してまいりたいと考えております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方は発言をお願いいたします。

前回は、川口専門委員から、この点について御質問があったのですが、いかがでしょうか。

○川口専門委員 御回答いただき、どうもありがとうございます。平成20年だけ調査対象名簿がないということですが、これはどのような事情で名簿がないのか分かりますでしょうか。もう憶えていないかもしれないですが、当時の担当者に確認などはされたのでしょうか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 行政文書管理規則がいろいろ変わってきている中で、平成20年の名簿については、その当時の規則に基づいて廃棄されているのではないかと思います。ただ、残っているデータについては、統計上、必要なものと思っておりますので、どういう形になるかはともかくとして、しっかり残していくことを検討したいということです。大変申し訳ありませんが、ちょうど行政文書管理規則の切り替わりの時期のため、残っていないのではないかと考えております。

○川口専門委員 規則どおり管理されているということで承知いたしました。それ以前の年の名簿が残っているということで、疑念を抱くというか、不思議な感じがしたものですから、質問いたしました。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 追加でよろしいですか。

○白波瀬部会長 はい。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 いずれにしましても、まず、抽出基本表で母集団復元は可能ですので、基本的に調査対象名簿ではなく、抽出基本表を残していくのかなと考えております。そういうことで御理解いただければと思っております。

○白波瀬部会長 再度確認ですが、行政文書管理規則に則って事務を履行されるということで、今後、ガイドラインの改正をお待ちになるということですが、過去に遡って推計を行うということになりますと、完全には名簿が残っていない。それを踏まえて、具体的にどのような対処法を考えているのでしょうか。ないからではなくて、やはり、それに代わるようなものを用いるということを検討されるという理解でよろしいですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 非常に難しい回答になるかと思っております。ないものはないで仕方がないという部分もあるのですが、一方で、今現在保存・管理しているデータを文書保存期間が過ぎたからといって直ちに廃棄することは考えておりませんし、幅広く、保存・管理しているものをきちんと見ながら、どう残していくかを考えて進めていきたいと思っております。他に何か新たなデータでもあるならば、それはそれで使えると思いますが、今ここでどういうものが考えられるかを申し上げることはできないのですが、御趣旨に沿った対応はしたいと思っております。

○白波瀬部会長 再度確認ですけど、抽出基本表は、平成14年から30年まではあるということですね。これを基に対応していただくというか、復元作業を進めていただけるということですね。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 可能です。

○白波瀬部会長 はい、分かりました。

いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、調査対象名簿の件につきましては、平成14年まで遡りまして保存・保管している抽出基本表があるということですので、前回部会における審議結果も踏まえまして、

2020年調査からの実施が予定されている回収率を考慮した労働者数の推計方法の見直しに当たっては、過去の抽出基本表により算出した回収率等のデータを基に、できるだけ過去に遡って、あまりばらつきが生じないような復元方法を検討していただき、再集計した調査結果も併せて公表することを含めて、引き続き検討を進めていただくよう求めることとしたいと思います。この点について答申案に盛り込む方向で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

川口専門委員、よろしいですか。

○川口専門委員 はい。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、資料2-1の審査メモに添って、個別の審議に入ります。

審査メモ1ページの「(1) 調査対象の属性的範囲の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 資料2-1の審査メモの1ページ目の「(1) 調査対象の属性的範囲の変更」についてです。

今回の変更計画では、調査結果の利活用や調査の効率的実施等の観点から、本調査の調査対象から、日本標準産業分類の小分類「766 バー, キャバレー, ナイトクラブ」に属する事業所を除外するよう変更する計画です。

現在、本調査の調査対象から除外している業種は、表1の黄色で網かけしております「A 農業, 林業」、「B 漁業」、「N 生活関連サービス業, 娯楽業」のうち「792 家事サービス業」、「R サービス業(他に分類されないもの)」のうち「96 外国公務」及び「S 公務(他に分類されるものを除く)」となっております。今回、これに「バー, キャバレー, ナイトクラブ」に属する事業所を追加するものです。

「バー, キャバレー, ナイトクラブ」につきましては、今年1月に総務省が実施した基幹統計の点検において、既に調査対象から除外されていたことが厚生労働省から報告されたところです。当該業種を除外することにより、調査結果の時系列比較に支障等が生じるものではないと考えますが、利活用等の観点から見て、引き続き、当該業種を除外することが適当かなど、7つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、厚生労働省から、論点に対する回答をお願いいたします。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 それでは、資料2-2を御覧いただきたいと思えます。

まず、賃金構造基本統計調査の属性的範囲についてです。主要な産業につきましては、基本的にカバーしているつもりですが、農業等につきましては、次のような理由から除外しております。

まず、「A 農業, 林業」及び「B 漁業」については、天候や季節等により労働時間が大きく変化すること、かつ、日給制等が採用されておりますので、調査年・調査月あるいは地域、作物等によりまして、非常に労働時間等の変動が大きいと考えております。賃金

構造基本統計調査は6月単月の状況を調査するものですので、これらの産業の実態を正しく表章する統計数値が得られるかということにつきましては、疑問があります。

実際、他省の調査では、調査期間が1年間となっていると承知しております。

次のページ、本調査の母集団である事業所母集団データベースの主たるデータソースである経済センサスでは農林漁業の個人事業所は調査対象外となっています。本調査の調査対象となる事業所規模に限定いたしますと、本来の農林漁業の雇用者の3分の1以下のボリュームになってしまうということもあります。

さらに、これらの産業は、平日の勤務時間帯は屋外での作業が中心になりますので、調査票の疑義照会、督促等を行うに際しまして、平日の勤務時間帯に事業主の方に書類の確認を行っていただくことが困難なケースなども想定されるところです。

3ページ目を御覧いただきたいと思います。

「792 家事サービス業」及び「96 外国公務」につきましては、経済センサスの調査対象外となっておりますので、本調査においても除外しております。

それから、「S 公務（他に分類されるものを除く）」についてです。基本的に、賃金構造基本統計調査は、労使交渉で賃金等を決定するような公務員が勤務する事業所のみを対象としております。例えば、水道局であれば、「36 水道業」に分類され、これは調査対象になりますが、これら以外の公務は調査対象外ということになります。

「T 分類不能の産業」につきましては、これらの中での賃金構造を把握するという意義は、やや小さいのかなということ以外して外しております。

それから、調査対象産業の見直しにつきましては、昭和48年に、それまで3年ごとに実施していた大規模調査でのみ対象としておりましたサービス業を、毎年、調査対象とすることになりました。それから、熱供給業を調査対象に加えるという見直しを行って以来、特に行っていないところです。ただし、日本標準産業分類の改訂に伴う変更は、もちろんあります。

続きまして、4ページ目です。

論点の2つ目、他の業種の追加・除外についての検討です。

現時点で、追加・除外の予定はありません。平成29年調査及び平成30年調査において、かなり回収率の低い産業小分類を拾ってみました。①から⑧までの産業につきましては、早朝とか夜間とか土日だけ営業しているということではありませんので、回収率は低いですが、督促の強化等により、回収率の底上げは可能ではないかと考えております。

農林業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、単月で把握するには適さないというところもあります。年間を通じて把握している他の農林水産統計の動向を見ながら考えてまいりたいと思っております。

それから、6ページ目の論点の3ですが、中分類「76 飲食店」の小分類別の母集団、抽出数、回収率です。御覧の表のとおりですが、「760 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除けば、事業所数、常用雇用者数は、「766 バー、キャバレー、ナイトクラブ」が一番少ないということになっています。

それから、その下の表では、平成29年調査及び平成30年調査を合計した回収率は、「765

酒場，ビヤホール」が32.8%と最も低いという状況になっています。

論点の4点目の小分類「バー，キャバレー，ナイトクラブ」に属する事業所数及び労働者数がどのくらいの比率を占めているかということです。7頁上の表のとおり、10人以上の事業所で、非農林漁業に占める常用労働者数が0.18%、15人以上で0.29%ということになります。

論点の5番目ですが、「バー，キャバレー，ナイトクラブ」を除外している理由は、主に夜間であるということです。郵送調査の場合でも、電話による調査票の記入指導、督促等がなかなか難しいということで、実査事務の効率化の支障となるのではないかと考えているところです。

ちなみに、厚生労働省が実施している労働安全衛生調査の回収率につきまして、これは郵送調査ですが、「バー，キャバレー，ナイトクラブ」は10%程度という状況になっています。

次のページですが、経済センサスで「バー，キャバレー，ナイトクラブ」の廃業率を調べてみましたところ、22.8%ということで、他産業よりも比較的高くなっています。これも実査事務の効率化の支障の要因となりかねないと考えております。

9ページの論点の6番ですが、除外することによる政策への影響です。賃金構造基本統計調査の調査結果を直接施策に使用しているものとしては、調査産業計の賃金分布、第1・二十分位数とか第19・二十分位数だっと思いますが、それを労災給付の上限・下限に設定しているところです。あくまで調査産業計の結果ですので、「バー，キャバレー，ナイトクラブ」の常用労働者数の割合が小さいということにして、直接の影響といえますか、重大な影響・支障はないと考えております。

論点の7点目です。これまで御覧いただいたとおり、調査産業計に占める割合が僅かとなっている中、郵送調査であっても、督促業務等を効率化する上で支障が出ることを懸念しております。

なお、総務省の個人企業経済調査につきましても、郵送調査、オンライン調査への切替のタイミングで、統計委員会で御審議いただいた上で除外されていると承知しているところです。

また、9ページの下につきましては、いつから除かれていたのかという点につきまして、前回、説明しましたとおり、賃金構造基本統計調査の開始当初から除かれていたのではないかと考えております。

ここに記載していない話として、昭和55年の調査結果がありましたので、それを全部確認しましたところ、「バー，キャバレー，ナイトクラブ」の事業所はなかったということを確認しているところです。

論点の説明は、以上となります。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ今の説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

○川口専門委員 すみません。

○白波瀬部会長 川口専門委員、お願いします。

○川口専門委員 「バー，キャバレー，ナイトクラブ」は、実務上、回収が難しいという点

は理解いたしました。しかし、これが他の産業にもどんどん広がって行って、除外産業が増えるということは、基本的に避けるべきだと思います。6ページの「経済センサスにおける飲食店の小分類別事業所数等」という表を拝見しますと、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の上が「酒場、ビヤホール」となっています。「酒場、ビヤホール」は事業所数も多くて、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外する理由を聞くと、同じ理論が「酒場、ビヤホール」にも当てはまってしまうのではないかという懸念を抱きました。まず、この2つの線引きみたいなものは、どのようになっている、同じ議論が「酒場、ビヤホール」には当てはまらない理由を御説明いただけますでしょうか。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 「酒場、ビヤホール」につきましては、調理のための仕込みの時間が、大体、営業時間より前に設定されているものですから、通常、我々の勤務時間からしても無理がなく調査できます。ところが、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」は、食べ物は外から取ってくるか、非常に簡素なもの、あるいはお酒ということで、営業開始時間の前の時間で、なかなか面会することが難しいという状況がありまして、そこが違いかなと考えております。

○川口専門委員 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

○川口専門委員 はい。

○白波瀬部会長 他にいかがでしょうか。

永瀬委員、いかがですか。

○永瀬委員 常用雇用者数10人以上の事業所とか、常用雇用者数5人以上の事業所の定義ですが、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」は、結構、流動的な雇用者もいるのかなと思います。確認ですけれども、どのようなところで常用雇用者数5人以上と定義するのですか。

○白波瀬部会長 定義の問題ですけど。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 定義の問題ですよね。私どもでは、まさしく定義としかお話しできないのですが、1か月以上の雇用期間を定めて雇用されている人、また、雇用期間の定めがない人が従業員で5人以上いれば、ここに入ってくることになります。10人以上も同じことになります。

○永瀬委員 キャバレーで働く方の中には雇用者というよりも、半ば自営業かのように働く方もおいでと聞いたことがあるのですけれども、人数の把握、事業所数の把握というのは、どのようにされているのかなと思いました。

○白波瀬部会長 その点、いかがですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 私ども労働行政に携わっている者としては、しっかり雇用契約を結んでいただいた形の職場環境だと考えております。

ただ一方で、先ほども雇用期間の定めがないとか、1か月以上とか、説明させていただいたのですが、どのくらいの雇用期間で働いているのかといったところでいくとどうなのかなということと、勤務時間として、賃金構造基本統計調査では、いわゆるフルタイムで働いている人で、1日当たり5時間以上勤務で、月18日以上勤務している人を集計対象としていますので、このような形態のところになりますと、やはり、勤務日数が少ないとか、

勤務時間が短いということで、集計対象から外れる方も結構多いのではないかなと思って
います。

ただ、賃金構造基本統計調査と経済センサス-活動調査の常用雇用者数の集計対象に少し
ずれがありますので、そこは、実際、調査してみて、どのくらい違いが出てくるかという
ところかと思っています。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

○永瀬委員 はい。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

嶋崎委員、何かありますか。

○嶋崎委員 8ページの廃業率についてです。これは新たな指標で参考になるのですが、
先ほどの川口専門委員の御指摘と対応するならば、ここに「酒場、ビヤホール」の廃業率も
参照していただけると、説得力が出るように思います。

それから、督促等により回収率の底上げを図るということですが、4ページの回収率で、
30%未満の産業小分類がかなりあるということは、相当驚いております。

以上、2点です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。重要な点だと思います。2点、よろしいでしょ
うか。

まず1点目について、いろいろなところから資料が出ており、ベースになる分類も違う
ので、あまり整合性がないのではないかという論点かなとも思ったのですが、分かる範囲
で、いかがですか。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 今、手元に数字がございませんので、後ほどお示
しさせていただきたいと思います。

○白波瀬部会長 2点目について、回収率のことですね。何かこれについて、「バー、キャ
バレー、ナイトクラブ」以外は、回収率向上に向けて努力するということみたいですが、い
かがでしょう。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 ここにも記載いたしました、「バー、キャバレー、
ナイトクラブ」のような特質性みたいなものは、御覧の①から⑧の産業につきましては、
ないものと認識しておりますので、今般、地方支分部局に対するガバナンスを強化してい
く中で、そもそも回収できていないようなところにつきましては、本省から注意喚起、助
言、指導等を行っていくことで、これらの産業につきましても、回収率が上がるよう努力
してまいりたいと考えております。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

はい、川口専門委員。

○川口専門委員 追加的な論点ですが、「家事サービス業」が除外されているということで、
多分、これから重要な産業になっていくのだろうなという気はしまして、経済センサスの
名簿にないということなので、経済センサスの問題なのかもしれないですが、御検討いた
だければと思います。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 川口専門委員のイメージされている「家事サービ

ス業」というのは、例えば、掃除の代行などでしょうか。

○川口専門委員 ダスキンとか、そういうものです。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 それらは、確か別の産業に分類されていたはずで、そういうところはフォローできています。

○川口専門委員 そうなのですね。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 はい。あくまで「家事サービス業」は、個人が雇う、端的に言えば、メイドとか、家政婦とか、そういう方のことになります。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 ここでいう「家事サービス業」は、住み込みの家政婦さんなどをイメージしていて、それ以外の代行業などは別途把握しています。

○川口専門委員 ああ、そうなのですね。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 永瀬委員。

○永瀬委員 小規模事業所だと労働者は全数を調査するのではありませんでしょうか。この調査では、事業所が抽出された場合、大きな事業所ですと、その労働者を一部抽出して調査しますが、小さな事業所では全員を調べるのではありませんか。

○白波瀬部会長 若干、事業所と労働者との関係ということで、労働者に対する調査の規模ということですが、次の論点でまとめていきますか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 事業所の規模ごとに抽出する労働者数が決まっています。何人からが全数調査か、手元にないので申し訳ないのですが、小さいところは全数の労働者を調査しているのは確かです。

○永瀬委員 そうすると、ここに挙がっているような「飲食店」とか、「酒場、ビヤホール」でそれほど規模の大きくないところは、全員の給料を回答するということになりますね。回収率はそれほど高くないかもしれませんが、とはいえ、半数を超える調査に当たった事業所が全員の給料を回答している貴重な調査ですね。しかしその割には、小分類別の結果をあまり見たことがありません。興味深い調査の結果が、より活用されるといいと思いました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の除外について、委員からは、実務上大変だということは分かったということですが、私自身は、やはり、論理的に整合性がないのではないかと考えています。つまり、対象外になる説明です。例えば、資料2-1の表1の説明の仕方というか、他の業種を除外する基準というか根拠と、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外する理由が、とてもずれているのです。それで、1つ確認ですけれど、昭和55年では、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」は結果表になかったと。それは、調査対象から外していたことを明記してあるということですか。それとも、結果表にのみ記載していなかったということですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 明記はしておりません。回答された調査票に、昭和55年当時は1件もなかったということが事実です。

○白波瀬部会長 部会は、そのことについて評価する場ではないので、それについて深入りしませんが、繰り返します。これは川口専門委員の御懸念とも関連しているのですが、

調査方法を変えるということで、一般統計調査の結果も資料として出されています。確かに一般統計調査では11%ぐらいで、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」というのは、郵送でも回収率は低くなる。ただ、産業全体としては回収率が高くなるということで、それほど遜色のない回収率だという御説明ではあるのですが、やはり、削除する説明がなかなか難しい。今まで実態として調査していなかったから、これまでとの整合性を図るといえるのは、私はすごく心外なのです。本調査をより望ましい調査方法に変えていくことは了解していて、それに向かって審議している訳です。その中で、特定の産業が数としてもかなり小さくて、影響力がないだろうという説明自体、私にはすごく違和感があります。そのところをしっかりと、他の対象外としている産業と一緒に説明できる御準備があれば、統計委員会で説明することはできると思うのです。もちろん、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」のみならず、いろいろなところで、確かに倒産とか開設・廃業は、サービス業などではよくあるように思うのです。他の産業も見て、一緒に検討した結果、この産業はもう調査しませんということになるのかどうかという議論を行っていて、今までは調査員調査ですから、確かに難しいだろうなというところもあるのです。けれども、郵送調査にする、でも、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を外すというのが、私としては、やはり非常に厳しいという感想を持っているのですが、いかがでしょうか。他の委員の方は、大体御了解というか、非常に好意的な御意見なので、私が覆すような形になっていると思うのですが、個人的には同意できないという意見です。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 御指摘のとおり、私どもの理屈としては、実査上の懸念が主たる除外の理由になっています。もし、白波瀬部会長の御指摘のような方向で進めようとしたしますと、厚生労働省としての方向を変えてしまうことになります。ここで直ちにそのようにしますとは、なかなか御回答できないのですが、持ち帰って検討させていただければと思っております。

○白波瀬部会長 再検討していただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは、調査対象の属性的範囲の変更につきましては、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査対象とする余地について、調査実施者において、再度検討していただいた上で、事務局である統計審査官室と調査実施者との間で調整していただきまして、その結果を踏まえた最終的な判断につきましては、部会長の私に御一任いただきたいと思います。それでよろしいですか。

ありがとうございます。それでは、整理の結果につきましては、後日、答申案と併せて、他の委員、専門委員の皆様へ送付するとともに、審議自体はこれで終了とさせていただければと思います。繰り返しますが、委員からは異議はなかったもので、その事実も踏まえまして、検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、審議メモ4ページの「(2) 調査事項の変更」についてです。

始めに、「ア 外国人労働者の「在留資格」を把握する調査事項の追加」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 資料2-1の審査メモ4ページ目になりますが、「ア 外国人労働者の「在留資格」を把握する調査事項の追加」につ

いてです。

今回の変更計画では、個人票において、外国人労働者の在留資格を把握する調査事項を追加する計画です。昨年12月の入管法の改正により、今年4月から新たな在留資格による外国人材の受入れが開始されることに伴いまして、外国人労働者の更なる増加が見込まれております。

外国人材の受入れ・共生のための取組をより強力かつ包括的に推進していく観点から、関連施策を的確に展開する上での基礎資料として、外国人労働者の在留資格別に、就労状況及び賃金の実態を把握することとしているものです。

これについては、政策ニーズへの対応を図るものであり、おおむね適切と考えられますが、利活用等の観点から見て、必要かつ適切なものとなっているか、報告者負担の軽減にも配慮しているかなど、4つの観点を整理しております。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、厚生労働省から、論点に対する回答をお願いいたします。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 それでは、資料2-2の10ページからになります。そもそもこの調査項目、先ほど御説明がございましたが、昨年12月25日の外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議で決定されました外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の中で、在留管理基盤の強化、つまり、在留管理を適切に行うための情報基盤整備のための施策として位置付けられているということです。ですので、報告者負担につきましては、純粹に増える、昨年と比べれば増えることになるものの、在留資格別に把握することが求められているところです。その中でも、できる限り、報告者負担に配慮するという考え方でして、そもそも各事業所が外国人労働者を雇用する場合には、在留カード等で在留資格、在留期間等を確認し、ハローワークへ届け出なければならないことになっております。この情報を基に記入していただくこととなります。資料2-2に在留カードの例を記載しています。この例ですと、在留資格のうち留学を記入していただくということになります。

これに先立ちまして、外国人を雇用している企業11社にヒアリングしたところ、全ての企業におきまして、在留資格を何らかの方法で管理しているということを確認できております。

それから、次のページ、論点の2です。どの程度の精度を確保することが可能かということで、別紙5で厚生労働省職業安定局のデータを基に推計いたしました外国人労働者の出現数、これは産業別、在留資格別に見たものです。大体、調査対象事業所のうち1万1000事業所程度が抽出されるのではないかと見込んでいるところです。集計結果の表章につきましては、標準誤差率がおおむね5%以下となるような区分について行うことを予定しています。それが別紙5の黄色で網かけした部分となります。

論点の3つ目の行政施策における利活用です。外国人労働者の受入れに当たりましては、1つ目として、外国人労働者に適切な労働条件が確保されているのかどうかという点、それから、2つ目として、外国人労働者を受入れた分野で日本人の処遇の低下等が生じてい

ないかという点を考えていかなければいけないと思っております。今のところ、労働者全体に占める外国人の比率は2%から3%です。現時点では集計可能な項目に一定の限界もあると思います。例えば、同じ産業内で留学生と日本人のアルバイトの賃金水準、時給を比較するようなことも考えておりますし、身分に基づく在留資格、例えば日系人とかが考えられますが、日系人では派遣などが多いので、そのような方の賃金分布と他の一般労働者全体との比較で、どのようなことになっているのか、どういう状況なのかという比較。それから、外国人を多く受入れておられる産業の賃金水準の動向につきまして、外国人労働者の賃金に変化した企業はどの程度かといったような集計も考えられると思います。十分かどうかという議論はあろうかと思いますが、当面、可能な範囲で調査し、集計を行うことで、外国人労働者の雇用施策を検討する際の基礎資料として活用してまいりたいと考えております。

論点の4つ目ですが、本調査項目の追加につきまして、外国人労働者の賃金の重要な決定要素と考えております在留資格です。これは先ほどの総合的対応策で求められていることですので、一応、政策部局と調整した結果でして、当面の政策ニーズを満たす上では十分と考えているところです。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ今の説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方は発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 まず、外国人労働者の統計を集計するという事は非常に重要なことでありまして、その方向で調査を行うことは大変良いことと考えます。しっかりと必要な調査をし、それを表章していただくことは、とても重要なことと考えます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。他に何か御意見ありますか。

それでは、川口専門委員、どうぞ。

○川口専門委員 利活用のところで、今、御指摘になられた外国人労働者の受入れによって、政策的に日本人の処遇がどのように変わるかは重要だと思えます。例えば、集計して、外国人がいる事業所の方が他の事業所よりも賃金が高いみたいな結果が出てきたときに、元より賃金が高い事業所に外国人が来ているのか、外国人が入ってくることによって、例えば、生産性が上がって日本人の賃金が上がったのかが分からないと思うのですね。それで、これらを分析するための情報があれば良い訳ですが、賃金構造基本統計調査のパネル化については、どの程度可能なのか教えていただけますでしょうか。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 現在、賃金構造基本統計調査の調査負担は非常に大きいと、報告者から言われておりまして、過去には2分の1ずつ抽出替えを行ったりしていたのですが、そうすると、回収率がどんどん落ちてくることもありまして、毎年、抽出替えを行うという状況になっております。そのため、パネル化は、難しいということになります。

一方で、大規模事業所では、毎年調査を実施している事業所もありますので、大規模事

業所については、多少検討の余地はあるのではないかと思います。外国人と日本人で労働条件が変わる事業所という、やはり、そんなに大きい事業所ではないのかなという感じもしますので、この観点では、難しいかもしれないと思っています。

○白波瀬部会長 ただ一部、大規模事業所だけでもパネル化を行うことは可能ということですか。材料の工夫というか、料理の仕方というところもあるので、パネル化を行ってくださいというところまでは、今回は求めません。かなり影響があるかもしれないので。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 正直申し上げまして、マンパワーの限界もありますので、できることは対応したいと思っておりますが、どれだけの仕事ができるかという観点で考えることも必要と思っています。全否定はしません。検討したいと思います。

○白波瀬部会長 川口専門委員の御意見はすごく重要で、実は外国人労働者が入ってきたら、賃金が低くなるのではないかとすごく心配している方もいらっしゃると思うのですが、実は逆のケースもあり得ますので、その因果関係がしっかり分からないと、外国人がいた方が賃金が高くなるという勝手な解釈が飛び交ったりするので、公表するときには十分注意していただければ幸いです。

嶋崎委員、何かありますか。

○嶋崎委員 今回の調査事項のイメージについて教えてください。資料2-1 審査メモ4 ページの調査票変更案(21)で、資料2-2 別紙4の調査区分の「教授」から「家族滞在」までの番号を一人ずつに記入することかと思いますが、どのような調査のイメージなのかを確認のために教えていただければと思います。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 まさしく今御指摘いただいたとおりの内容でして、現在、賃金構造基本統計調査の職種も同じような形で調査しておりまして、職種にコードを振って、該当する場合、その職種の番号を記載していただく方法です。在留資格についても、同じようなことを考えております。

○嶋崎委員 それぞれの方の在留カードでの在留資格、資料2-2の例ですと「留学」を事業所が把握していて、その番号を調査票に記入するということですね。分かりました。出入国管理等で統一した番号の割り当てが既にされているのでしょうか。事業所も、その番号を把握しているということでしょうか。報告者負担の観点からすると、どの程度の負担になるのでしょうか。

○古舘厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 在留資格につきましては、入国管理局で使用している資格の区分そのものです。番号につきましては、この調査の中で、要領を見て御記入いただく形になろうかと思います。特定の在留資格と番号が一般的に付番されているようなことは、現在はないということです。

○嶋崎委員 ないのですか。

○白波瀬部会長 永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 例えば、「専門的・技術的分野」で表彰とあるそのひとつくくりの中を見ますと、「教授」から「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」から「介護」、さ

らには「興行」、「技能」まで、きわめて幅が広いのです。詳細区分ですぐに公表するかどうかは別として、「専門的・技術的分野」の内訳は重要。例えば、在留資格区分の番号を把握して、きちんと分かるようにデータを保存・管理するのでしょうか。詳細区分のデータを分析できるよう貯めておくことは非常に重要だと思います。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 この区分で調査して、調査票データとしては、この区分で記録するという方向です。

○永瀬委員 それでは、詳細区分、この在留資格区分も入ってくる訳ですね。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 はい。「教授」、「芸術」、「宗教」という、この区分で調査票データを作っていくということで考えています。ここに括った形で集計していくということを考えています。

○永瀬委員 この細かい内訳があるということは、どの在留資格の外国人が増えているのか、その職種の賃金はどうかのかわかりますね。それから、先ほど、日本人労働者への影響ということを川口先生はおっしゃいましたが、職種だけでなく地域も見ていくことは非常に重要です。地域も県単位では少し広過ぎるので、もっと、ずっと狭い地域ですよ。例えば、せめて市区町村単位、それでも広過ぎると思いますので、本当は国勢調査の調査区単位とか、企業ですから、当然難しいですが、外国人労働者が入ってくることによる労働市場への影響という点では、やはり、地域が分かることが非常に重要なのかなと思います。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 おっしゃることは十分理解しておりますし、そのような御指摘はあろうかと思っています。ただ、しっかりお伝えしなければいけないことがありまして、別紙5では、賃金構造基本統計調査では、このくらいの外国人労働者が出現するのではないかと考えております。地域別とか在留資格区分の細かい区分になっていくと、どうしてもサンプル数が確保できないところも多々出てくると考えておりますので、例えば、特別集計する場合もあるかと思いますが、その場合、結果精度には十分注意していただかなければいけないと思っていますし、統計作成者として、自信を持って出せる結果というところまではたどり着かないであろうかと思っています。

○永瀬委員 もう一つ質問ですけれども、技能実習生とかは、もっと小さい事業所で働く者も多いのかなと思ったりもします。その辺、詳しくないのですが、事業所規模、10人以上あるいは5人以上というところで、どのくらいの外国人労働者がいるのかお分かりですか。

○古館厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 御指摘のとおり、技能実習生は中小規模の事業所に多いと思います。雇用状況届出という別の統計で集計しておりますが、30人未満という区分で切れておりますので、今、5人未満とか10人未満の事業所でどのくらいの外国人労働者がいるかというのは、正確には把握できておりません。ただ、御指摘のとおり、一定以上はいるのかなとは思いますが。

○白波瀬部会長 いずれにしても、標本のサイズが小さいので、それでかなり細かいクロ

ス集計等は、ある意味では限界があるかもしれないのですが、把握しなくてはならない統計ですので、そこは今回調査で何を効果的に出していくのかということになるかと思えますね。

○永瀬委員 外国人労働者を把握する統計の重要性を考えますと、「賃金構造基本統計調査」においても把握することはとても重要ですが、同時に世帯統計で世帯レベルでの調査をしないと、中小規模事業所のところは把握できないということがありますですね。「賃金構造基本調査」について議論しているこの場でお話することではないでしょうが、統計委員会としては、他の統計における把握も考える必要があると思いました。

○白波瀬部会長 そうですね。それはもう少し全体のところで。あとは、やはり地域別とか、いろいろな調査方法を用いて精度を上げていくということになっていくかと思えます。他にいかがですか。

はい、川口専門委員。

○川口専門委員 外国人の方に関しても、教育水準を把握するということだと思うのですが、外国で教育を受けた方の学歴をどのように分類するかは難しいと思うのですが、何か特別な注意書き等、御用意されることを予定されているのでしょうか。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 一般論として、現行調査でも外国人の方が調査対象になっているという認識でおります。その中で、どのように把握するかというと、明確に日本の大学に相当するということであれば、大学と回答いただくのですが、よく分からない場合については、いわゆる日本の6・3・3・4の修学年数に該当する年限の教育を受けた人を、そこに該当するという形で扱っています。

○川口専門委員 分かりました。ありがとうございます。

もう1点。

○白波瀬部会長 はい、どうぞ。

○川口専門委員 私が分かっていないのかもしれませんが、技能実習生の場合、監理団体などを通じて働いている方もいらっしゃいますよね。そういう場合はどのように調査を行うのでしょうか。

○白波瀬部会長 お願いします。

○古舘厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 技能実習生の場合は監理団体を通じてあっせんなどが行われておりますが、雇用主はあくまで監理団体の下にいる事業主ですので、この調査は、事業主にお答えいただくという形になると思います。

○川口専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 多分、その辺りは皆さんすごく注目度も高いので、注意書きで記載をお願いいたします。

あとはいかがですか。

○永瀬委員 先ほど御説明の中で、「賃金構造基本統計調査」で抽出される外国人は、派遣や請負などの形態で働いている場合が多いだろうとおっしゃっていたのですが、派遣や請負は、統計上はフルタイムの非正社員という形で集計されるということですか。それとも

請負の場合、正社員になるのでしょうか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 派遣元、請負元の会社での雇用契約に基づいて区分されます。請負であっても、請負元で正社員であれば正社員に入りますし、正社員でなければ、非正社員に入れるということになります。

○永瀬委員 そうしますと、やはり賃金への影響ということを考えて場合には、表章することはかなり難しい話で、事業所の中での比較ということにもなってくるとか、様々な研究が必要になっていくだろうと思います。その意味では、公表する数字にも、例えば企業規模何人以上のものであるとか、そのようなことは少し説明も入れた方が良いのかなと思いました。

○白波瀬部会長 調査の全体像ですね。まず全体像があって、そこの中で対象者ということになりますから、その辺りはよろしく願いいたします。

よろしいですか。

今、外国人労働者の在留資格を把握すべきという、その意味では、ピンポイントの質問項目になっていると思います。義務要請があり、それを否定するものではないということはいくぶん分かっているのですが、ただ、在留資格というフィルターを通した外国人労働者ということになる。少なくとも私、社会学者だと、やはり外国人云々ということになると、必ず国籍が基本変数として入ってくるのです。今回、委員からは御意見が出ていないのですが、私から言及させていただきたいのは、今後、在留資格というフィルターだけではなくて、外国人という観点からの逆向きの分析というの、これから労働者数も増えてきますので、恐らく要請されてくると思います。繰り返しですが、在留資格別の調査は初めての試みですし、かなり慎重に設計しないと、複数の調査事項たくさん入れると、なかなか結果が読みにくいということも十分承知しておりますので、今回の審議の範囲を若干超えるものですが、やはり今後、多文化社会とか共生社会とかいうと、国籍はものすごく基本的なデータになり得ますので、そこは一步先んじて、在留カードの記載内容の中に国籍もあるので、検討していただけると大変ありがたいかなと思います。できれば、今後の課題のところで、再検討をお願いしたいということも言ってもいいかなと思うのですが、この辺り、どうですか。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 御指摘のとおり、外国人労働者がそれなりに増えてきた場合に、統計精度的にも、もう少しいろいろな区分で調査し得るのかなと思っております。

他方で、先ほど申しあげましたように、今回の在留資格は報告者負担のことは全く考えておらずに追加してしまっているということもあります。全体の調査項目の在り方も含めて、どういう項目を把握するのが適切かということは検討してまいりたいと思っております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ、永瀬委員。

○永瀬委員 今の白波瀬部会長の国籍やエスニシティを把握するという御意見に、私も賛同申し上げたいと思います。

○白波瀬部会長 多分、国際比較という点では、遅かれ早かれ、恐らく要望が出てくることだと思いますので、どういう形で今後の課題として記載するか、持ち帰って検討ということではあるのですが、統計審査官室、調査実施者、そして、最終的な判断は、私に一任していただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

それでは、このような形で、外国人労働者の在留資格を把握する調査事項の追加については、整理させていただきたいと思います。

続きまして、審査メモ6ページの「イ改元に伴う調査年次の表記の変更」から7ページの「ウ労働者の番号又は氏名を把握する調査事項の削除」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは審査メモの6ページの「イ 改元に伴う調査年次の表記の変更」についてです。

今回の変更計画では、今年の5月1日から元号が令和に改められることに伴いまして、事業所票及び個人票における調査年次の表記部分について、新たな元号による表記に変更する計画です。これにつきましては、元号に伴い変更するものであることから、妥当と考えております。

次に、審査メモ7ページの「ウ 労働者の番号又は氏名を把握する調査事項の削除」についてです。今回の変更計画では、個人票の記入対象となる労働者の番号又は氏名を把握する調査事項を削除した上で、労働者を識別するための番号等を備考欄に記載することを求めるよう変更する計画です。これについては、従来、個人票の審査の過程で、事業所に疑義照会を行う際に、事業所が照会対象となった労働者の特定が可能となるよう、労働者の番号又は氏名を把握していたところですが、個人情報保護意識の高まりを踏まえ、報告者にとって忌避感が強く、記入負担感が重い当該事項を削除する一方、実査上の支障が生じないよう、代替措置として、備考欄に労働者を識別するための番号等を適時記載することとしております。これについては、おおむね妥当と考えられますが、削除による代替措置が十分か、報告者にとって紛れが生じないかなど、3つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 それでは、厚生労働省から論点に対する回答をお願いいたします。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 資料2-2の12ページになります。

「ウ 労働者の番号又は氏名を把握する調査事項の削除」です。疑義照会に当たりましたは、一定数以上の労働者を雇用する事業主につきましては、労働者の性、年齢、勤続年数等で特定するというのは、なかなか難しいと考えておりますので、社員番号等、事業主が労働者を識別できる番号の記入が必要となっております。

なお、従前は、労働者の番号又は氏名という調査項目にしていたことで、氏名は個人情報のため回答したくないといった調査拒否も生じておりました。今回、氏名を削除し、調査項目ではなくて備考扱いとすることで、報告者の忌避感を減らせると考えております。

それから、支障が生じないように、どのような措置を講じる予定かということですが、特段の措置は考えておりませんが、これまで同様、記入漏れ等により識別番号等が備考欄にない場合には、回答情報として性、年齢、勤続年数等を伝えて、特定する補助としても

らうということだろうとっております。まずは、氏名を削除することで無記入を減らすことが肝要かと考えております。

それから、3点目ですが、注記の前半につきましては、従来の労働者番号ということよりも、丁寧な記載としました。後半につきましては、従前と同様の記載ということですので、調査票の限られたスペースの中での注記としては、十分ではないかなと考えております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ今の説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方は発言をお願いいたします。

この点、嶋崎委員、どうでしょうか。

○嶋崎委員 他の調査でも個人情報に危惧していたところですので、この方向で進めていただければと思います。備考欄にすることで記入がスムーズにいったなど、プレテストをされたのか、その辺りの結果がありましたら、教えていただければと思います。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 プレテストはしていませんが、これまでも全く氏名等の記載がないような調査票もありまして、その際に、先ほど説明しましたように、性別とか年齢、勤続年数を伝えることによって対象となる労働者を特定するという方法で対応しておりましたので、それを引き続き行っていくのであらうと考えております。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○嶋崎委員 はい、分かりました。

それから、最後の備考欄記述についてです。前半部分は今回新たに追記で、後半部分は、これまでのものを加えたのだと思います。ここで記入内容が特異な場合は、その理由を記入するとありますが、具体的にどういうことが記載されるのでしょうか。申し訳ありませんが、理解できておりません。

○白波瀬部会長 調査実施者から説明をお願いします。

○山口厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長補佐 備考欄の活用の仕方は、氏名の部分だけではなくて、例えば、賃金調査なので、実労働日数ですとか、1か月分ではあるものの、賃金の額とともに実労働時間数などを記載いただくのですが、例えば、調査票の中に、実労働日数ゼロ、実労働時間数ゼロだけれども、決まって支給する現金給与額は記載されているような場合、備考欄に、例えば、育児休業中とか、そのような情報を事業所で記入していただいていると、私どもがチェックする際に、非常に利便性があります。何も書かれていないと、実労働日数がゼロにもかかわらず、賃金が記載されていると、その理由は何ですかというような照会作業が増えてしまうということで、これはいろいろな情報を備考欄に入れていただくことで、こちらの確認作業の効率性が図れるという意味です。

○嶋崎委員 2つのことを1つ文章にしているので、理解しにくいのだと思います。そうしましたら、「事業所で記入対象労働者を識別できる番号等のほか」までを1つの文章にし

て、「記入内容が」以下と2つの文章に分けていただくなど、少し工夫が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○白波瀬部会長 どうですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 検討させていただきたいと思います。

○白波瀬部会長 文書は短い方が良い訳ですから、2つに分けてもいいかなという感じはしますけどね。

あと、いかがですか。川口専門委員。

○川口専門委員 やはり、日本の賃金統計が抱える大きな問題は、個人の賃金の変化が分からないということだと思うのですね。それで、できれば、今回、氏名欄を削除することですが、今まで氏名は集計されていなかったと思うので、それはいいと思うのですが、やはり、個人のレベルで、去年から今年にかけて賃金水準がどのように変化したのかということが分かるようなデータというのを恐らく作っていく必要があると思います。先ほどのローテーションサンプルの話とか、パネル化の話とも関係するのですが、例えば、マイナンバーを記入してもらって、それをユニークな他の数字に置きかえる。それで、個人は完全に特定されない形でデータを保管する。ただし、時系列で個人の接続が可能というような統計を作っていて、それとローテーションサンプルを合わせることによって、個人レベルで去年から今年にかけての賃金変化が分かるようなデータを是非作る必要があって、恐らく賃金構造基本統計調査が一番いい統計だと思うので、是非、御検討いただきたいと思います。

○白波瀬部会長 これは高い期待ということとして、やはり、ローテーションサンプルの話とパネルデータを作るのは、若干違っていると私は理解していて、逆に言えば、ローテーションサンプルの議論については、やはり抽出とか、そもそも論のところ、しっかり御説明していただいて、二次利用とか、ローテートした後のデータを取ってきて、それでパネルを作る訳です。ですから、もちろん個人番号については有効活用したいというのが、のどから手が出るぐらい皆言いたいところです。けれども、川口専門委員の御意見については、答申案にどの程度踏み込んで記載させていただくかは分かりませんが、繰り返しましたように、異なる個人間の賃金の違いだけではなくて、やはり、同一個人内の変化というのが、現時点に到達した過程という点では無視できない。研究というだけではなくて、政府統計の1つになってくると思います。それは政策とものすごくリンクします。その点については、対応できないと最初から諦めないで、研究者と共に、我々のスキルを活用して、一緒に行えばいい訳ですから、積極的な形で何か組み込めればいいかなと思います。その辺りも最終的にはどうなるかですけれど、何かコメントとかありますか。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 研究ニーズ、それから、政策的にはEBPMということに重点を置いていますので、その辺の重要性というのは十分理解しているつもりです。一方で、マイナンバーを調査票に記載するということの抵抗感がいかほどのものかなというのは想像もつきませんし、ここは政府統計全体としての流れの中で考えていくよう

な課題ではなかろうかと思っております。白波瀬部会長がおっしゃったように、例えば雇用保険データなどですと、マイナンバーは把握しております。年金につきましても同様です。その辺りで毎年どのように賃金が変わっていくのか、雇用保険データなど、ある程度の業務データ、業務統計の中で、そういう検討も内部的には行っておりますので、そういう辺りも含めて、賃金データをどのようにしていくのかということだろうと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 少し補足させていただきますと、今、厚生労働省から説明があったことに加えまして、同種の調査としましては、人事院の職種別民間給与実態調査とか、先般御審議いただきました財務省の民間給与実態統計調査についても、どのように把握していくかというのは、共通の課題かなと考えています。

また、今後、次期基本計画を考えていく中で、その辺は横並びの共通的な課題として、またいろいろ御示唆いただければありがたいと考えております。

○白波瀬部会長 やはり重要な論点ですので、統計委員会では報告事項として共有させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。どうぞ、永瀬委員。

○永瀬委員 公的統計で個人の賃金変化が把握できる統計は、21世紀成年者縦断調査などがありますけれども、本当にサンプル数が少ないので、賃金構造基本統計調査は130万サンプルもありますので、そんなに大きなサンプルではなくていいと思うのですが、労働力調査もとてもいい調査ですけど、同一対象に賃金は1回しか調査していないということで賃金の変化は分からないことから、ある程度の規模の大きなデータで賃金変化が分かるものがすごく欲しいということは、ここにいる労働関係の研究をしている方共通の願いなのかなと思いますので、先ほどの雇用保険というのも確かに、例えばドイツなどですと、雇用保険データを抽出して分析するようなことはもう随分前からされているように思います。いろいろな方法があると思いますので、よろしく願いいたします。

○白波瀬部会長 それでは、労働者の番号又は氏名を把握する調査事項の削除につきましては、備考欄に注記を入れるという形で進めていただくということですね。この旨、答申案に盛り込むこととしたいと思います。

それでは、次に進みます。

続きまして、審査メモ9ページの「(3) 調査方法の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは、審査メモ9ページの「(3) 調査方法の変更」についてです。

今回の変更計画では、厚生労働省から調査票を直接郵送し、調査票の回収に当たっては、都道府県労働局及び労働基準監督署経由による郵送調査を原則としつつ、回収率の確保向上の観点から、一部、調査員又は職員による督促を実施するとともに、調査対象事業所を多数有する企業が希望する場合は、当該企業の本社に対して、直接、郵送により調査票の配布・回収を行う本社一括調査方式を導入するよう変更する計画です。

これについては、第Ⅲ期の公的統計の整備に関する基本的な計画において、調査の効率

化に向けた調査方法の見直しが求められているところです。なお、先般の調査対象の属性的範囲の変更と同様に、今年1月に実施した基幹統計の点検において、厚生労働省から、少なくとも平成18年頃からは、ほとんどの地域において、調査員調査によらず、郵送調査により実施されていたことが報告されているところです。

なお、厚生労働省は、第Ⅲ期基本計画を踏まえ、2020年調査からオンライン調査を導入する方向で検討中としております。

今回予定している調査方法の変更は、2020年調査からのオンライン調査の導入を含む調査計画の大幅な見直しを見据えた過渡的な措置と位置付けられますが、今回の変更計画について、改善点や調査結果の影響など、7つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、厚生労働省から、論点に対する回答をお願いいたします。

なお、調査方法に関連しまして、前回部会において、これまで実査段階での実情に応じた臨時的措置として実施されてきた本社一括調査の実施割合や対象企業の特性について、整理・報告等が求められていますので、資料1及び資料2-2に基づいて、回答をお願いいたします。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 それでは、資料2-2の13ページです。調査方法の変更につきまして、論点1の回収率につきましては別紙2と、前回部会で若干報告いたしましたけれども、近年は大体70%程度で推移しているということです。

論点の2の調査方法の系統は、厚生労働省から都道府県労働局、労働基準監督署、調査員、報告者という流れになります。統計調査員の数につきましては、①のとおり、平成30年で261人。都道府県労働局にのみ配置している局が44局、労働基準監督署にも配置している局が3局あります。それから、職員と統計調査員の業務内容は、調査票の配布、実際にはほとんど郵送でしたが、郵送に向けて、適切に調査票を入れていくという封入業務があります。それから、調査票の点検、記入不備項目の確認、疑義照会、未提出事業所に対する督促、回収、事業主からの問合せ対応、名簿情報の更新といった業務を行っているところです。

それから、③ですが、調査対象事業所は、記入要領に基づきまして、常用労働者数と事業所の産業分類から労働者の抽出率を特定いたしまして、抽出する労働者の選び方を参照して、抽出労働者数を算出ということになります。調査の対象となる労働者を、そこから数に応じて抽出していただく。なお、厚生労働省のホームページには、そのための支援ツールを置いているところです。

それから、平成30年の調査実施要領における調査方法は調査員調査としており、調査系統は、先ほどの説明のとおり、厚生労働省から都道府県労働局、労働基準監督署、調査員、報告者として行っているところです。これは平成20年以降、現在まで同様です。

それから、論点の3つ目、郵送調査ではない事業所は具体的には471事業所になります。

それから、論点の4ですが、今回の調査方法のメリット・デメリットということで、まず、大きな変更として、都道府県労働局を通じずに厚生労働省から調査票を事業所に直接

送るといことです。メリットといたしましては、都道府県労働局での封入、発送作業が不要となりますことで、調査準備期間が短縮できる。結果として、調査員、職員が審査・督促業務に重点を置くことができる。また、これまで都道府県労働局によって提出期限が統一されていなかったのですが、これが統一されることとなります。懸念される点といたしましては、提出期限の統一に伴いまして、督促期間が短くなる。その結果、回収率が低下するということが懸念される所です。この対策としましては、督促によりカバーするほか、本省と都道府県労働局との間で回収状況を共有することで、調査対象の補充を迅速に行う、あるいは記録に基づいた効果的な督促をすることなどを考えております。

それから、本社一括調査につきましては、資料1で説明申し上げたいと思います。平成30年までの調査の状況ですが、調査対象事業所の抽出方法は、あくまで事業所を単位として無作為抽出を行うということ自体は変わっておりません。それから、実績といたしまして、平成30年調査で1,339社、7,615事業所ということですので、全体の約9.7%ということになります。

運用実態といたしましては、「(1) 都道府県単位」、それから、「(2) 全国単位」とありますが、添付している概要図を御覧いただければと思います。概要図の右側、これまでの状況です。A労働局の管内に企業本社とA1、A2という事業所がありましたという場合です。調査票はA1、A2それぞれの事業所に送る訳ですが、事業所では回答が難しい、給与等を管理していませんという事業所が段々増えてきているような状況でして、調査計画あるいは調査規則におきましては、報告義務者は事業主となっています。事業主とは何かというと、事業所の業務を管理する人と定義されております。事業所を管理する人は、必ずしもA1、A2の事業所にいる訳ではなくて、本社にいるというような状況が出てきているということです。そうすると、A1、A2という事業所と企業本社との間で、企業本社に送って回答するということとなります。当初はA1、A2の事業所に配布した調査票を企業本社が回答して、A労働局に提出していただくことになる訳ですが、複数の都道府県に事業所が点在する場合、B労働局にもB1、B2という事業所があるような場合には、同じように企業本社は調査票を回収してB労働局にも送らないといけないという流れになっております。事前に調整できていれば、A1、A2、B1、B2の事業所に調査票を送るのでなくて、直接、企業本社に調査票を送ることになる訳です。いずれにしても、このような煩雑さ、企業の方にとっては負担が生じているということで、今年の調査からは、本社一括調査が可能な企業につきましては、まず、ホームページで、該当事業所の調査票をまとめて提出したいという企業を公募いたしまして、それに応じて申請があれば、その企業本社と調整いたしまして、A1、A2、B1、B2の調査票をまとめて厚生労働省から本社に送付する。そして、記載いただいて、厚生労働省に提出する、このような流れを基本に考えている所です。

本社一括調査の関係の説明は以上です。

資料2-2に戻っていただきまして、14ページに回収重点事業所の設定とあります。これは統計精度の向上の観点から、職員や統計調査員による実地回収に当たって、回収数がゼロの抽出層に属する事業所を優先的に実地回収していくということです。懸念される点

としては、状況にもよりますが、従来よりも職員、統計調査員のリソースを実地回収に割く必要が出てくるということがありますが、先ほど説明いたしましたとおり、厚生労働省と都道府県労働局で回収状況、督促履歴を共有していくことによりまして、できるだけ、実地回収によらずとも、十分な回収率が得られるようにしてまいりたいと考えております。

続きまして、論点の5番目、督促の重複や回収の漏れが生じないようにということです。本社一括調査の場合は、先ほど申し上げましたとおり、企業の傘下事業所の調査票の回収、点検、照会、督促は、厚生労働省と東京労働局にもお願いして行ってもらうように考えております。それ以外の事業所の調査票の回収、一次点検、督促、問合せ等は、調査票送付先の都道府県労働局等が行う。それから、二次点検につきましては、厚生労働省が行うという流れになります。

それから、基本的に、本社とそれ以外のところは、返送先は返送用封筒でコントロールすることになりますし、また、回収状況等はオンタイムで管理していきますので、回収の漏れ等が生じないようにしていきたいと考えております。

論点の6つ目の試験調査の関係です。試験調査の概要につきましては、別紙7に記載していますが、民間委託の郵送調査です。1,800事業所について、規模の小さい事業所を重点とした標本設計としております。報告者の産業、事業所規模別構成は本体調査と大きく異なってくるということになります。5月分の賃金等について、平成30年6月に調査したということです。

結果ですが、まず、回収率は60.5%でした。本体調査は、平成29年調査は73%近いのですけれども、産業、事業所規模を本体調査に合わせて再集計いたしますと、大体、調査産業計で67%程度と、試験調査とは約6.6%違うということで、その要因につきましては、調査対象事業所のうち回答拒否のところに確認いたしましたところ、以下のような点かと考えております。

まず、基幹統計調査と一般統計調査の差と、調査実施者が民間事業者か厚生労働省かというところ、それから、これが大きいと思うのですが、試験調査は6月に実施しましたので、人事担当者が労働保険の年度更新作業で多忙ということもありました。そのようなことが回収率の差に現れているのではないかとということです。

回収率向上のための督促方法として、試験調査では、調査票の提出日の1週間前に、未提出の事業所に対して電話督促を行いました。それから、提出締切り後におきましても、はがきによる督促と2回の電話督促を行ったということで、その結果、19ページにいろいろ分析した結果を記載しておりますが、やはり督促自体は早期回収に一定の効果があったのではないかなと思いますし、提出期日後であっても、連絡をとって提出いただくことで、回収率向上にはつながっているということでもあります。

最後の(3)試験調査の結果を踏まえた今後の方策ですが、督促の強化ということで、この結果を踏まえまして、先ほどございましたが、督促の連絡をするということ。それから、きちんと督促状況を誰がいつどのように行ったのかということを経営・共有しながら、効果的に進めていくことになると考えております。

民間事業者の活用につきましては、まずは現状の予算規模ですと、部分的導入であって

も、かなり費用がかかってしまうという課題はありますが、今後、オンライン調査といった方策、徐々に厚生労働省への業務の集中化みたいなことを行っていくということで、併せて、今後とも引き続き検討してまいりたいと考えております。

最後、7点目のオンライン調査の導入に向けた進捗状況ですが、今年度の予算におきまして、電子調査票、事業所のIDパスワード管理などを含む開発費用が認められているところです。この他、審査を効率化するためのシステム開発費用が認められているところです。

現状、電子媒体による調査票の提出希望があった場合、事業主による誤送信も考えられますので、個人情報保護、流出防止のために、メールによる提出は認めておりません。調査票は都道府県労働局へ紙媒体で提出するよう依頼しているところです。併せて、電子媒体等の提出についても、現状、認めていません。

説明は以上になります。

○白波瀬部会長 内容が多岐に渡りましたけれども、丁寧な対応、ありがとうございました。

最後のところですけれども、電子媒体で作成した調査票は、一旦、紙で打ち出した後、改めて提出させデータ入力しているということですが、極めて非効率なような気がするのですが、この辺りは改善して、電子媒体のままデータを処理することはできないのですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 これまで、やはり調査系統に中途半端なこだわり方をしておりました、このようなやり方をしておりました。今回、検討もいろいろ進めておりました、来年度からオンライン調査とか電子媒体も考えようとしている中で、円滑に移行していくにはどうしたらいいかという観点で、いろいろ検討しております。

その中で、今年の調査において、電子媒体による提出を試行的に実施してはどうかと考えております。ただ、電子媒体による提出を可能とするという調査計画としておりませんので、その整理が必要ではないかと思っております。

内容について若干説明させていただきますと、やはり試行的なやり方ですので、全体的に広げるのはリスクが高いところがありまして、本社一括調査の対象企業のうち、希望する企業について、電子媒体による提出を試行的に導入してはどうかと考えています。当然、電子媒体によらないところは紙で調査票を提出していただくことになります。本社一括調査を対象とする理由につきましては、電子媒体により提出された調査票の処理方法がまだ確立できていないため、まず、本省で試行的に実施したいと考えています。その上で、実務上の課題の洗い出しと都道府県労働局における処理方法を検討したいと考えておりますので、本省で試行的に本社一括調査の対象企業について実施したいと思っております。

それと併せて、電子媒体により提出された調査票の審査業務は、厚生労働省で集中して実施したいと思っておりますが、そうした場合、今、本社一括調査の調査票の提出先を厚生労働大臣、また、都道府県労働局長とさせていただいているのですが、仕分けの問題等が出てきますので、厚生労働大臣に一本化できないか、実現可能性を含めて考えていると

ころです。いずれにいたしましても、今回申請を行っている調査計画の変更案におきましては、調査票の提出については、全て紙の調査票により行いますとさせていただいており、また、本社一括調査の調査票の提出先を厚生労働大臣、また、都道府県労働局長としたところですので、恐縮ですが、このようなことを踏まえまして、御意見などをいただければと思っています。

○白波瀬部会長 分かりました。御意見をいただいて、できれば答申案にも盛り込むことが良いかなと思います。元々、そういう変更は、申請段階では出てこなかったということですからね。

今の御説明、内容はたくさんあったのですが、何か御意見、御質問ありますでしょうか。

嶋崎委員、どうぞ。

○嶋崎委員 本社一括調査の概要をお知らせいただき、ありがとうございます。この変更で本社一括調査の対象企業の指定をする、その根拠は、御説明があったように、給与管理等を本社がしているためという、その1点のみでしょうか。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 おっしゃるとおりで、給与管理等を本社で行っているために、事業所では回答できないということです。

○嶋崎委員 ホームページ等での公募段階から、それを指摘するのでしょうか。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 これまでの状況としてはそういうことでして、今後につきましては、そのような事由にこだわらず、本社で一括して回答を希望するところにつきましては、受け付けたいと考えております。

○嶋崎委員 それ以外の理由というのは、どういうことが想定されて、どういう場合に本社一括調査の対象となりうるのでしょうか。また申請されたものは、全て可能になるのでしょうか。その辺りの判断はどうなさるのでしょうか。一応、②、③という手順がありますので。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 ここはそれぞれの企業の状況かと思っております。アルバイトとかですと、ある程度、事業所単位でも雇用管理はしているかもしれませんが、そういうところも含めて、一括して本社で回答していただいた方が効率的というような判断はあろうかと思っております。そこはこちらが実情を精査するかどうかということよりは、幅広く受け付けたい。ただし、先ほどもございましたが、審査の効率化ということもありまして、先ほどのような統一的な方法で出していただければ、非常に受けやすいかなと考えています。もちろん、紙でも構いませんが、そのような要件を付け加える程度かなと思っております。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 追加で説明してよろしいですか。

○白波瀬部会長 はい、どうぞ。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 実際、調査票に記入することもそれなりの負担があるということで、やはり事業所単位だと、記入できないことがありますので、そのようなところも本社に一括するということは、当然考えられます。それも

認めるべきかと考えています。

○白波瀬部会長 どちらかというと、本社から希望が出て、それを承認するかどうかというところではなくて、多様な状況があるので、そこは現場優先で受け入れるというのが恐らく基本線で、確かに額面どおりにしていたら、事業所単位に、今まで概要図右側の極めて複雑な状況があった訳ですが、それをできるだけ実情に合わせた形で、本社一括という方法も現場優先で可能とするという意味ですね。

○嶋崎委員 はい。それによって、回収率も向上するだろうという狙いということですか。

○白波瀬部会長 まあ、そうですね、結果として。

○嶋崎委員 結果として。はい、分かりました。

○白波瀬部会長 はい、川口専門委員。

○川口専門委員 3つ質問があるのですが、順番にお願いしてよろしいでしょうか。

まず、回収率の使い方ですけど、復元倍率を計算するとき、回収率は考慮されているのでしょうか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 現状は考慮しておりません。抽出率の逆数をそのまま用いているということです。ただ、基本計画などでも指摘されておりまして、2020年調査において改善を図るということで、今、検討させていただいているところです。

○川口専門委員 承知しました。

都道府県労働局と本省で回収状況を共有されるということですが、これは抽出事業所単位での回収率の状況も共有される予定でしょうか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 そういうことです。抽出層ごとに、回収数がゼロの層が出てきますと、統計の質に関わるだろうということがありますので、そのようなところを対象に重点的に督促をかけて回収しようと思っております。

○川口専門委員 最後ですが、試験調査を実施したということで、非常におもしろいと思うのですが、督促ごとに調査票が返ってくるころがある訳ですよ、渋々ながら返してくださる事業所がある。これは、非標本誤差の評価にも使えるのではないかなと思うのですが、この督促段階ごとに、例えば賃金水準とか労働時間の状況がどのようにずれているのか。そうすると、例えば、労働時間が長いところはあまり返してくれないみたいなことがあったとすると、仮に100%回収できたとしたら、どれぐらいが正しい数値なのかとか、分かるはずですよ。何かそういう検証というのはされていますか。段階ごとに、賃金、労働時間について、一体どんな値が出てきたのかというようなことです。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 申し訳ありません。どのような取組で回収率に対して効果があるかという観点ではありますが、そこまでは確認しておりません。

○白波瀬部会長 社会調査法の本当に基礎になってくると思うのですが、無回答票とか欠損票については克明にデータを出してもらって、それをデータ化して、いろいろ分析できるようにすると、より質の高い回収に向かうと思うのですが、川口専門委員、これはき

っと研究レベルといえますか、別途、ワーキングなどで行うようなことかと思われま
す。極めて興味深く、重要な内容かと思っております。

○川口専門委員 データをいただければ、非常に興味があります。

○白波瀬部会長 多分、調査設計のところでしょうか。こういう試験調査については、も
う少し御提案のようなことが分かるように設計していただきたい。多分、調査実施者はそ
こまで余力が無いといえますか、かなり大変な状況で調査されているので。試験調査を利用
するとなりますと、どちらかという、使えないデータが多く出てくるかもしれません
から、調査の設計段階から加わっていただいて、有益な御助言を得て、部会でも共有でき
るとすごく良いと思います。ただし、回収率については、抽出率だけで復元を行っている
ような統計は少なくないような気がして、驚きではあるのですが、是非、回収率について
は早急に改めるよう考慮していただきたいと思っております。

あと、いかがでしょうか。よろしいですか。

○永瀬委員 よろしいですか。

○白波瀬部会長 はい、永瀬委員。

○永瀬委員 本来の方向と少しずれる話ですが、別紙7の試験調査の概要の2ページ目を見
ますと、今回の試験調査では、本体調査では行われていない、こういうことを調査した
ら良いと思うような調査がされているので、そのことを一言申し上げたいのです。本体
調査では、短時間労働者の最終学歴は把握していません。ところが、この試験調査では、
短時間労働者も把握していて、調査票はそんなに難しくなくて、本体調査でも、短時間
労働者を除くということをやめさえすれば、短時間労働者にも調べられるのです。今まで
パートタイム労働者の賃金は学歴によってあまり変わらないという認識があったのではない
のかなと思うのですが、これからはもう少し、同一労働・同一賃金がうまく施行されれば、
学歴による差が出てくる可能性はありますので、短時間労働者も含められると、より良
いかなということがあると思っております。

それから、役職についても、現在は企業規模100人以上の事業所しか調査されていないの
ですが、小さい事業所も調査されると、役職の平準化とか、いろいろな変化が起きていま
すので、良いのかなと思っております。

それから、職種についても、現在は、役職者は調査していないのですけれども、役職者
だから調査しなくてもいいという考え方もありますが、試験調査は統一的に調査されてい
るので、本体調査では除かれている部分が幾つかありますが、今回の試験調査はそれが全
部入っているので、そういう方向になったら良いかなと思っております。特に短時間労働者の学歴
は、ほとんど本調査と試験調査の調査票の記入スペースは同じであり、管理する方が学歴
を把握していない場合もあるかもしれないので、そこが少し難しいのかもしれませんが
ども、一言だけ申し上げさせていただきました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。試験調査の方が優れているというのは、なか
なか。確かに永瀬委員がおっしゃったように、分析も考えると、とても良い設計になっ
ている部分もありますので、参考にさせていただくということですが、具体的には、多分、よ
り良いというか、賃金に関するより精緻な分析を進めるために、既存の質問項目について

検討を続けるぐらいの言い方にしかならないかもしれないのですが。

○永瀬委員 議事録に残りますので。

○白波瀬部長 すみません、そういう形で。

○川口専門委員 すみません、今の点に関連して。

○白波瀬部長 はい、どうぞ。

○川口専門委員 せっかく試験調査を実施されたので、実際に、短時間労働者の学歴について未回答が多かったかどうかとか、せっかくエビデンスを作るために実施しているので、もしも実際に回収が難しいというのであれば、本当に回収が難しかったというエビデンスを示してほしいのです。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 まさしく今回の試験調査につきましては、学歴をしっかり調査するということがあります。記入してもらえるかどうか、どれだけ確からしい数字が入ってくるかという視点の方がむしろ重要だったと思っております。川口専門委員のおっしゃるとおり、短時間労働者の学歴については、厳しい状況があるということです。他にも、賃金構造基本統計調査ですと、正社員、正社員以外で調査してはいますが、正社員以外の方になってくると、いろいろな項目がやはり記入が厳しいとか、そのような状況は出てまいります。これはまたいずれ、部会の場で説明させていただければと思っております。

○白波瀬部長 そうですね、検討されているので、是非お願いいたします。

それでは、調査方法の変更につきましては、電子媒体での調査票を効率的に活用するようにとコメントさせていただいたのですが、調査実施者も、本社一括調査の一環として対応したいということでしたので、提出方法の変更を含めまして、調査計画を変更することを求め、答申案にも盛り込むこととしたいと思っております。それ以外につきましては、2020年以降の調査方法の抜本的な見直しに向けた第一歩とも位置付けられることから、適当と整理させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、審査メモの11ページの「(4) 集計事項の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、審査メモの11ページの「(4) 集計事項の変更」についてです。

今回の変更計画では、外国人労働者の在留資格を把握する調査事項の追加に伴いまして、外国人労働者について、4表になりますが、一般労働者及び短時間労働者の別に在留資格区分別の実労働時間数や所定内給与額等に係る集計事項を追加する計画です。これについては、政策課題を検討する上で有用な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズにも応えようとするものであることから、おおむね適当と考えられますが、具体的にどのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるかなど、4つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○白波瀬部長 ありがとうございます。それでは、厚生労働省から論点に対する回答をお願いいたします。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 それでは、資料2-2の22ページを御覧いただきたいと思ます。

集計事項の表章の様式ですが、別紙4の在留資格の集計区分は6区分ということです。外国人労働者の出現数を考慮いたしまして、クロス集計の属性につきましては、産業、企業規模、雇用形態をそれぞれ1次元までということにしておりまして、産業につきましては、在留資格によって出現する産業に偏りがあることが考えられますので、調査実施後に集計結果を確認し、標準誤差率がおおむね5%以下となるところのみ特掲して表章することとしたいと思っております。イメージは、別紙8を御確認いただければと思ます。

それから、論点の2つ目の集計事項の表章区分ですが、23ページの図は、各産業規模等の層の誤差率と調査対象労働者数との関係です。御覧のとおり、大体、標準誤差率5%以下という、サンプルサイズの目安がおおむね1,000人ぐらいということで、別紙5の在留資格の集計区分ごとに推計出現サンプル数を見ますと、おおむね企業規模別、雇用形態別といった集計は可能であると思っております。産業別につきましても、別紙5で網かけ、黄色にしたところの産業につきましては、表章は可能だろうと思っております。

論点の3つ目です。利活用の観点から、十分かつ適切なものになっているかということですが、集計事項につきましても、政策部局と調整の上、決定しております。少なくとも、政策ニーズは満たしていると思っております。

その他、削減・追加の余地はないかということですが、集計表の基本的な考え方は、従来の賃金構造基本統計調査に沿ったものです。特段、削減するべき事項があると思っておりません。また、念のため、年齢別などの追加も検討いたしましたが、やはり標準誤差率が高くなるということで、追加は難しいと思っております。いずれにしても、今後、2020年調査に向けて、復元方法の見直し、職種区分の見直し、学歴区分の見直し等の変更を予定しておりますので、集計事項の精査につきましては、2020年調査に向けて、引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ今の説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。一番該当労働者数が少ないところが鍵にはなってくるかもしれません。何かありますか、永瀬委員。

○永瀬委員 大体、外国人労働者数1,000人以上で表章したいというのはよく理解できたのですが、性別の表が1つも無いのが少し気になりまして、性別表章を追加すると1,000人以下になってしまうのだとしたら、例えば企業規模別は削るとか、大きな区分でもいいので、労働者数と平均ぐらいの性別の表が1表でも加わると違うのかなという気がいたしますが、いかがでしょうか。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 今回、集計区分をどこまで細かくするかということを考えて中で、いろいろ推計しましたが、どういう結果が出てくるか、検討がつかないところが多くありまして、それが一番の理由で、今この形で申請させ

ていただいているところです。やはり基幹統計ですので、集計区分でこれを行いますと
してしまった以上は、公表しなければいけない。ただ、公表したところで、秘匿措置だらけ
の集計表になってもいかがなものかということがありますので、このような計画とさせて
いただいています。どこまで集計できるか、公表できるかというのは、実際の結果を見て
から、また考えることも必要ではないかと思っております、まずはこれで始めさせてい
ただいて、結果が出たところで、もう一度、考えさせていただければと思っております。

○白波瀬部会長 よろしいですか、取りあえずはこれで行いたいということですね。ただ、
性別は本当に基礎中の基礎ですので、早急に、特別集計ではなくとも、いろいろな要請が
出てくると思いますから、とりあえずは、この集計事項としたとしても、御配慮いただ
ければと思います。何かありますか。よろしいですか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 すみません。今の別紙8に、性、
年齢計と頭のところに記載していますが、これは「性」は合計ということで、性別に分割
しないという意味での記載ですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 その考えで記載しております。

○白波瀬部会長 私もこの記載だと、大体、次に、男、女と来るので、それが自然の流れ
かなという感じですよ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それともう1点、事務局から確
認させていただきたいのですが、先ほど来、表章が可能なサンプルサイズが1,000人とい
うことで、それは妥当な一定の精度を確保して、集計結果も見ながら、特別集計を考
えていきたいというのは妥当な選択かなとは思っています。しかし、その中で、検討課
題として、外国人労働者は大都市に集中しているのか、地方にいるのか、都道府県別
表章は、このサンプル数では難しいということは重々承知しているのですが、大都市
部に集中するのではないかということも指摘されていますので、そういう意味でも、3
区分ぐらいの粗い地域区分でも、どういうところに外国人労働者がたくさんいるの
かということや、大都市部とそうでないところで、同じ職種で賃金に差があるかとい
うことは、非常に有用なデータかなと思うのですが、その辺り、いかがなものしょうか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 いずれにいたしましても、ど
のような形で結果が出てくるか分からないという状況ですので、とりあえず、今年
の調査の結果、来年の3月までに公表ということになりますが、そのタイミングで公
表できるかどうかは別として、どこまで出せるかというところは考えていきたいと思
っております。

○白波瀬部会長 これはすごく、ある意味では細かいというか、今も御説明にありま
したように、地域だけは3区分で表章するとか、性別で「男」、「女」と基本的な
ことだけ見るとか、そういう基本的な作表の要請が、結果公表のときに絶対出てく
るような気がするのです。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官 冒頭申し上げましたとおり、政策部局との調整
では、一応、この集計表でということだったのですが、恐らく、行政機関でないところ
から、いろいろな要望が出てくる可能性も結構高いような気もいたします。そのよう
なときに、どのような結果を公表していくかというのは、きちんと考えておかないと
いけないなとは思

っております。

○白波瀬部会長　　というか、最初の調査事項のところ、在留資格という極めてピンポイントな形で出ているので、政策上の要請で、この表章になっているのですよね。ただ、今おっしゃったように、この問題、実態そのものが、そこを超えたところでの要請も極めて高いということから、それが見えません。すると、一般国民の印象というのも、やはり、これだけ一生懸命、良い方向にしようと思っているところで過少評価されるのは、非常にもったいないと思いますので、その点、調査項目を追加することについては、なかなかハードルが高いというのは承知しているのですが、やはり、集計事項については、より効果的に表章していただいた方が、私は評価も高まるのではないかと考えています。その辺りは御検討いただけると良いかなと思うのですが、どうでしょうか。

○古館厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長　　1点だけ補足ですが、地域の偏在、就業地につきましては、別の雇用状況届出などでも、一応、把握できることになっております。賃金については、また別の議論はあるかと思いますが、1点、事実関係として補足いたします。

○森川厚生労働省政策統括官付参事官　　いずれにいたしましても、御指摘の点を踏まえて、今後検討してまいりたいと思います。

○白波瀬部会長　　それでは、集計事項の変更につきましては、今幾つか御意見もありましたということで、それを踏まえまして、性別や地域別の集計等を求めることとして、今後の課題として、特別集計の充実を含めて答申案に含めるという形で収めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、賃金構造基本統計調査の変更について、おかげさまで、一通り審議が終了いたしましたので、これまでの審議結果を踏まえまして、今後、最終的に取りまとめを行う答申案の構成や整理の方向性について、共通認識を得たいと思います。

それでは、席上配布資料になりますが、答申の構成（案）を御覧いただきたいと思いません。答申案の全体構成については、これまで統計委員会から出されました答申の構成を踏襲したいと考えています。

まず、1の（1）の承認の適否ですけれども、今回の変更事項については、一部の事項について調査計画の修正等が必要なところがありましたが、全体的には適当と判断されたと認識しておりますので、変更を了承して差し支えないと整理したいと考えております。その上で、調査計画の修正が必要な点については、ただし書きで指摘することとしています。

次に、（2）の理由等につきましては、御審議いただきました審査メモで取り上げた変更事項の順に、変更内容の適否を記載するというスタイルを採っています。変更内容について、特段の御意見もなく、了承いただいた事項は適当とし、修正等の意見をいただいたところは、おおむね適当とした上で、修正内容を記載する形で整理することとなります。ただし、評価部分につきましては、この構成案の作成時点では、本部会で評価するには至っておりませんでしたので、ペンディング、保留という形で一応整理しております。この保留部分は、本日の審議結果を書き込んだ後に整理したいと思いません。

2の第Ⅲ期基本計画における課題への対応状況については、各課題に対する改善等の意見をいただいておりますので、おおむね適当とした上で、改善内容を記載する形で整理しますが、前回部会での審議結果を踏まえまして、ペンディングという形ながら、指摘内容を考えられる範囲で記載しております。

そして、最後に、3の今後の課題については、これまでの部会での御意見を踏まえまして、次回以降の調査に向けた取組が必要とされたものについて記載することを考えていますが、少なくとも、2の第Ⅲ期基本計画における課題への対応状況に対する指摘部分が、そのまま今後の課題となるのではないかと考えています。

最終的な答申案につきましては、後日、皆様方にお示しし、御確認いただくこととしたいと思いますが、現時点で、答申案の構成や整理の方向性等について、御意見、御質問のある方は、どなたからでも結構ですので、御発言をお願いいたします。

また、前回の審議結果から記載しています2の部分について、このように取りまとめてよろしいか、更には今後の課題について、御意見、再確認ということもありましたら、お願いしたいと思います。

この2点について、こういう方向性でよろしいですか。あるいは、これに当たって、質問、更なるコメントがあったら、よろしく願います。いかがでしょうか。

川口専門委員、よろしく願います。

○川口専門委員 先ほど御指摘があった点ですけれども、財務省ですとか、人事院とか、他のところでも賃金統計を作成しておられて、やはり、結果数値が違うところがあると思うのです。大きな話になってしまうと思うのですが、そういうものの整合性の検討というのは、是非、続けていただければありがたいなと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ、これを答申案の中に加えるかどうかということではないのですが、非常に重要なので、統計委員会で共有させていただきまして、より広い、更なる発展的な検討もできるように、是非、報告させていただきます。

○川口専門委員 分かりました。それでは、もう1点だけ。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○川口専門委員 同じようなレベルの取扱いで構わないのですけれども、やはり、個人レベル、事業所レベルでの賃金変化を捉えるということは、非常に大きな政策的な課題になっていると思うので、その点についても何か御発言いただければありがたいなと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。この点については、答申案の中にも言及したいなと思っています。もちろん、統計委員会でも、この点、強調したいと思います。

はい、嶋崎委員。

○嶋崎委員 答申案の冒頭部分1の(1)あたりで、今回の答申は過渡期の変更だということを、明示していただけると落ちつくと思いますので、お願いいたします。

○白波瀬部会長 大変ありがとうございます。そうですね、2020年調査のオンライン導入に向けたということで、過渡期ということですね。

永瀬委員、何かありますか。

○永瀬委員 そうですね、労働統計の重要性は非常に増していると思いますので、企業に

対する統計という中で、賃金構造基本統計調査は非常に重要な統計として位置付けられました。先ほど川口専門委員がおっしゃったように、賃金変化とか、そういうところも新たに見ていけるということや、今回、外国人労働者の調査事項が入りましたけど、そのような新しい課題に対応していくことを続けていくことが、今、非常に重要なのだなということに改めて思って、基幹統計でありますけど、適宜、対応されていくと良いなと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、適宜、答申案の今後の課題とか重要性の高いところについては、永瀬委員の言っていたところは強調させていただきたいと思いますし、統計委員会で報告する際に、統計全体としての位置付け並びに個人と事業所あるいは世帯統計との関連での審議レベルの確認と、更なる分析あるいは政策への基礎データというところで、統計委員会に報告並びに要望したいと思います。

よろしいでしょうか。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 すみません、一言。

○白波瀬部会長 はい、どうぞ。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 2点確認がありまして、1つは、「(1) 統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供」のところで、「①毎月勤労統計調査と推計方法が異なることを留意しつつ、適切な比較・分析を行う。集計値を用いた比較ではなく、同一事業所の個票を用いた比較についても検討する」のところです。これは、集計値を用いた比較に加えて、同一事業所の個票を用いた比較の両方を行って欲しいという議論だったのではないのかなと理解しています。

それから、(3)で「回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更について、2020年調査の導入に向けて検討を推進している」のところです。本日、厚生労働省からも御報告がありましたとおり、回収率を考慮した推計方法に変更した場合に、過去に戻って、どれぐらい遡及できるかという点が大切かと思います。厚生労働省からは、平成14年以降、可能であることが明示されましたので、そういうことも併せて検討するということが可能であれば記載してもよいのではないかなと思いました。

以上です。

○白波瀬部会長 大変重要な指摘、ありがとうございます。採用させていただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

それでは、賃金構造基本統計調査の変更に係る審議は、以上となります。

予定した論点について、全て審議を終えまして、答申案の構成や整理の方向性についても、おおむね合意を得ることができました。委員、専門委員を始め、審議に御協力いただきました皆様には、部会長として厚く御礼申し上げます。

賃金構造基本統計調査につきましては、今年6月以降に改めて2020年調査に向けた変更計画に係る諮問が予定されているようですので、厚生労働省におかれましては、今回の審議結果を踏まえまして、2020年調査に向けて、引き続き検討を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、本部会の審議を終了いたします。大変ありがとうございました。